

[新しく任意継続(健康保険任意継続被保険者)に加入される皆様へ]

保険料の納付は、**毎月10日までに**。

(10日が土曜日、日曜日、祭日等で金融機関が休みの時はその翌日)

1日でも期限を遅れますと保険の資格が無くなり、再度継続することができませんのでご注意ください。

(領収書は確定申告または、年末調整の証明書になりますので大切に保管してください。)

はじめて納付いただく際は納付期限が異なりますのでご注意ください。

また、口座振替をご利用いただくと納め忘れがなく便利です。

納付書は毎月、月初めに届くようにお送りします。

毎月の保険料の納付書は毎月1～3日には届くように送付しておりますので、**毎月4日を過ぎても届かない場合は早急にご連絡ください。**(納付期限を過ぎてからの連絡はお受けできませんのでご注意ください。)

任意継続は**退職日の翌日から加入**となります。

保険料も加入した月からかかります。保険料は日割り計算できませんので加入が月初めでも月末でも1ヶ月の保険料が必要です。なお、会社へ資格喪失月(退職日の翌日の属する月)の納付は必要ありません。

任意継続被保険者の資格は次の場合に喪失します。

2年を経過したとき 保険料を納付期限までに納められなかったとき
再就職等により、健康保険、船員保険、共済組合の被保険者になったとき 被保険者が死亡したとき
長寿医療制度の被保険者となったとき

***したがって、「国民健康保険に加入するから」とか「家族の扶養になるから」といった理由では、任意継続健康保険はやめることができませんのでご注意ください。**

なお、の理由にて資格喪失した後は国民健康保険等他の保険制度に加入手続きをしていただく必要があります。
国民健康保険制度につきましては、お住まいの市町村へご相談ください。

保険料は前納できます。

保険料は、加入日が属する月、または3月と9月にまとめて前納することが出来ます。

(なお、前納される方は口座振替できません。)

!!!ご注意!!!

* 保険証をお届けするまでにお時間を頂きます。お勤めであった会社を退職した事実(会社が年金事務所へ健康保険資格喪失届を提出し、手続きが完了した状態)を確認した後に保険証発行手続きを行い、確認後1週間程でご自宅へ郵送いたします。

* **保険料は2年間変わりません。**(保険料率の改定、介護保険制度の変更等により変動する場合があります。)

* 再就職して新しい保険証をもらったとき、住所が変わったときなどはすぐお届けください。

〒371-8516 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4F
全国健康保険協会群馬支部 027-219-2102

(22.4 群企)